

事業計画

2019年4月～2020年3月

一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会

第 2 期 2019 年 4 月～2020 年 3 月

- (1) 補償金の額の認可申請
- (2) 補償金の額の認可後の管理施策を実施する。
 - ① 教育機関への補償金の額、必要な手続きの案内（2020 年度より収受開始予定）
 - ② 教育機関向け説明会の実施
 - ③ 管理用データベースの構築とデータの登録（上半期）
 - ④ 下半期から補償金支払い申込手続き案内開始（郵送・Web Site からのダウンロード）
 - ⑤ 申込手続き（Web 申込み、請求書同時ダウンロード、支払期限は 2020 年 6 月末日予定）
- (3) フォーラムの実施・運営を継続して行う。
 - ① 総合フォーラムを必要に応じて開催する。
 - ② 以下の専門フォーラムを必要に応じて開催する。
 - (ア) 教育利用の補償金の支払等について
 - (イ) 教育現場における著作権に関する研修や普及啓発等について
 - (ウ) 著作権法の解釈に関するガイドラインについて
 - (エ) 補償金制度を補完するライセンス環境について
- (4) 補償金分配方法を検討する。
 - ① 実態調査の方法
 - ② その他
- (5) 管理手数料について検討、決定する。
- (6) 共通目的事業の実施に向け、内容について検討する。
- (7) 2020 年度からの補償金収受額の実績予想や ICT 教育の進展を踏まえた、将来の補償金の額のあり方について検討する。
- (8) 本会が行う著作権又は著作隣接権の管理業務のあり方の検討と実施のための必要な準備を行う。
- (9) 本会における検討状況を踏まえ、補償金関係業務の執行に関する規程（法 104 条の 14）の制定と文化庁への届出を行う。
- (10) 理事会を年 4 回程度開催する。
- (11) 定時社員総会を 6 月に開催する。
- (12) 事業計画や収支予算等を文化庁長官へ提出、あわせて公開する。
- (13) 社員である協議会の構成団体から得た会費の公正な支出と適正な管理を行う。

2019 年度会費収入予定額 19,473 千円

2019 年度会費追加分及び 2020 年度会費の額については、それまでの収支状況を勘案して上半期中に臨時総会を開催して決定する。